

平成30年4月1日から

障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

障害者の雇用により、以下のことが期待されます ※2頁目の事例もご参照ください。

共生社会の実現

・ 障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」の実現につながります。

労働力の確保

・ 障害者の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

生産性の向上

・ 障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。

法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者（※）に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である短時間労働者であって、
雇入れから3年以内の方 又は
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
かつ、
平成35年3月31日までに、雇い入れられ、
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

雇用率算定方法

〔対象者
1人につき〕 **0.5 → 1**

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。

▶ 精神障害者が企業で活躍している事例

事例 1

障害のある方ができない仕事はないと思っています。

＜精神障害者が従事している業務：事務＞
グループ会社の事務代行・契約書管理・印刷関係など



企業の担当者の声

採用当初は職域確保に苦労しましたが、1部門ずつ研修、説明、部門に即した業務の例示を繰り返し行った結果、障害のある方に適した業務を確保しました。

当社には多くの仕事がありますが、障害のある方ができない仕事はないと思っています。会社の工夫と本人のモチベーション次第で様々なことが実現でき、双方にメリットがあります。今では、障害のある方のためだけに新たな仕事を創る必要はないと感じています。

事例 2

障害者雇用は、
自分たちの仕事を見直すことができる良い刺激です。

＜精神障害者が従事している業務：接客＞
喫茶店のホール・厨房・レジ業務



企業の担当者の声

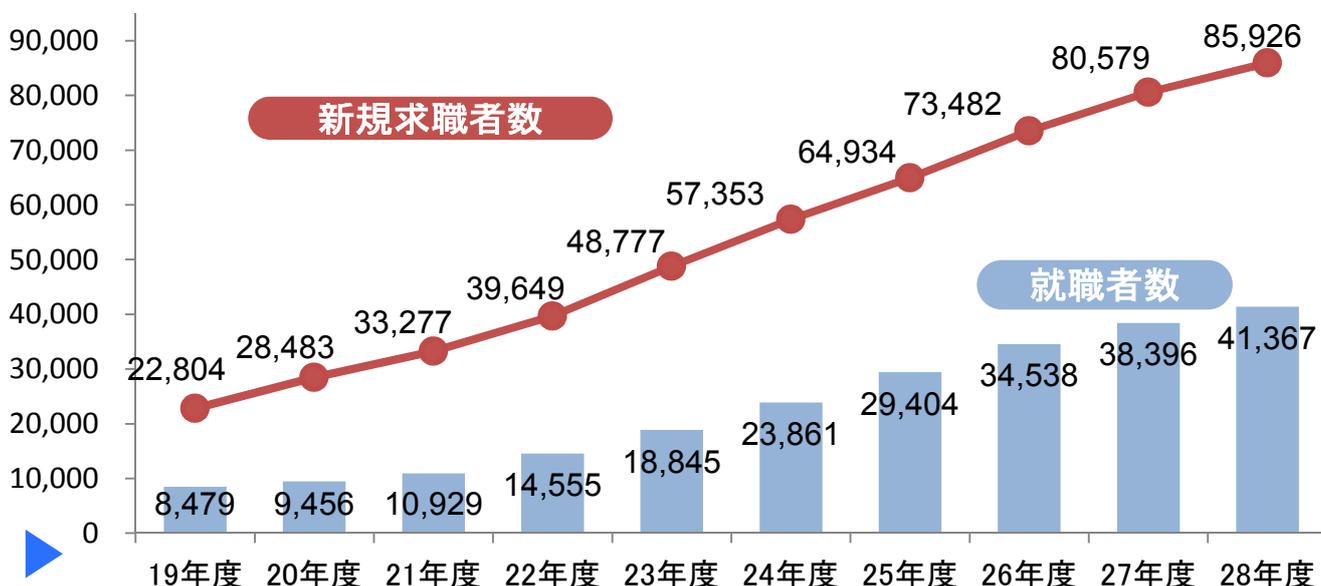
障害者雇用については、自分達の仕事を見直すことができる良い刺激になると考えています。朝の挨拶で社員それぞれの調子分かるのですが、例えば、自分の思いをあまり言葉にしない社員に対しては、様子を見て声をかけるなどの対応をしています。日常的に何でも話してもらうことが重要だと考えているので、社員同士で話し合ってもらうこともあります。

▶ 各種支援策があります！ お近くのハローワークにお問合わせください

雇用する時	<ul style="list-style-type: none">● トライアル雇用助成金 ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用を行う事業主に対して助成金が支給されます。精神障害者の場合は、平成30年4月から試用雇用開始から3か月間は月額最大8万円、4か月目から6か月目までは月額最大4万円に拡充予定です。（現行は3か月間、月額最大4万円）● 特定求職者雇用開発助成金 ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成金が支給されます。例えば、中小企業には240万円（助成期間3年）が支給されます。
定着に向けて	<ul style="list-style-type: none">● ジョブコーチの派遣 事業主に対して、働く障害者本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障害特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイスをを行い、障害者の職場適応に向けた支援を行います。● 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催 企業の従業員が、精神障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを1時間程度で学ぶことができます。ハローワークから講師が事業所に出向く出前講座もあります。

▶ 精神障害者の就職は年々増加しています

精神障害者の就職件数は右肩あがりとなっており、今や、身体障害者、知的障害者よりも就職件数は多くなっています。



▶ 精神・発達障害者しごとサポーターを養成しませんか？

職場の中で、精神障害、発達障害のある方々を温かく見守り、支援する応援者である精神・発達障害者しごとサポーターを養成しませんか？

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内 容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の（予 定）特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）等について
- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：**企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**

- ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
- ※ 講座の開催日程は、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。
- ※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。



事業所への出前講座も
あります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

しごとサポーターポータルサイトを開設しました。
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧ください。

しごとサポーター 検索



▶ 参考資料 まずは精神障害者等の雇用について知りたい方へ



精神障害者雇用に関するノウハウなどをコミック形式でまとめています。



精神障害者雇用に取り組んだ事例を動画にまとめています。



発達障害者雇用に関するノウハウなどをコミック形式でまとめています。



発達障害者雇用に取り組んだ事例を動画にまとめています。

▶ 連絡先一覧

障害者雇用についてお問い合わせの際は、事業所のお近くのハローワークにご連絡ください。

	ハローワーク名	電話番号	郵便番号	住 所
1	ハローワーク新潟	025-280-8609	950-8532	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
2	ハローワーク長岡	0258-32-1181	940-8609	長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎内
3	ハローワーク上越	025-523-6121	943-0803	上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎内
4	ハローワーク三条	0256-38-5431	955-0053	三条市北入蔵1-3-10
5	ハローワーク柏崎	0257-23-2140	945-8501	柏崎市田中26-23 柏崎地方合同庁舎内
6	ハローワーク新発田	0254-27-6677	957-8506	新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎内
7	ハローワーク新津	0250-22-2233	956-0864	新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎内
8	ハローワーク十日町	025-757-2407	948-0004	十日町市下川原町43
9	ハローワーク糸魚川	025-552-0333	941-0067	糸魚川市横町5-9-50
10	ハローワーク巻	0256-72-3155	953-0041	新潟市西蒲区巻甲4087
11	ハローワーク南魚沼	025-772-3157	949-6609	南魚沼市八幡20-1
12	ハローワーク佐渡	0259-27-2248	952-0011	佐渡市両津夷269-8
13	ハローワーク村上	0254-53-4141	958-0033	村上市緑町1-6-8

労働局担当課	電話番号	郵便番号	住 所
新潟労働局職業対策課	025-288-3508	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館

精神障害者である短時間労働者の算定方法の見直しについて

平成30年4月1日～平成35年3月31日の間、下記の対象者となった方は
精神障害者である短時間労働者※1の雇用率算定方法が対象者1人につき**0.5人→1.0人**となります※2

対象者

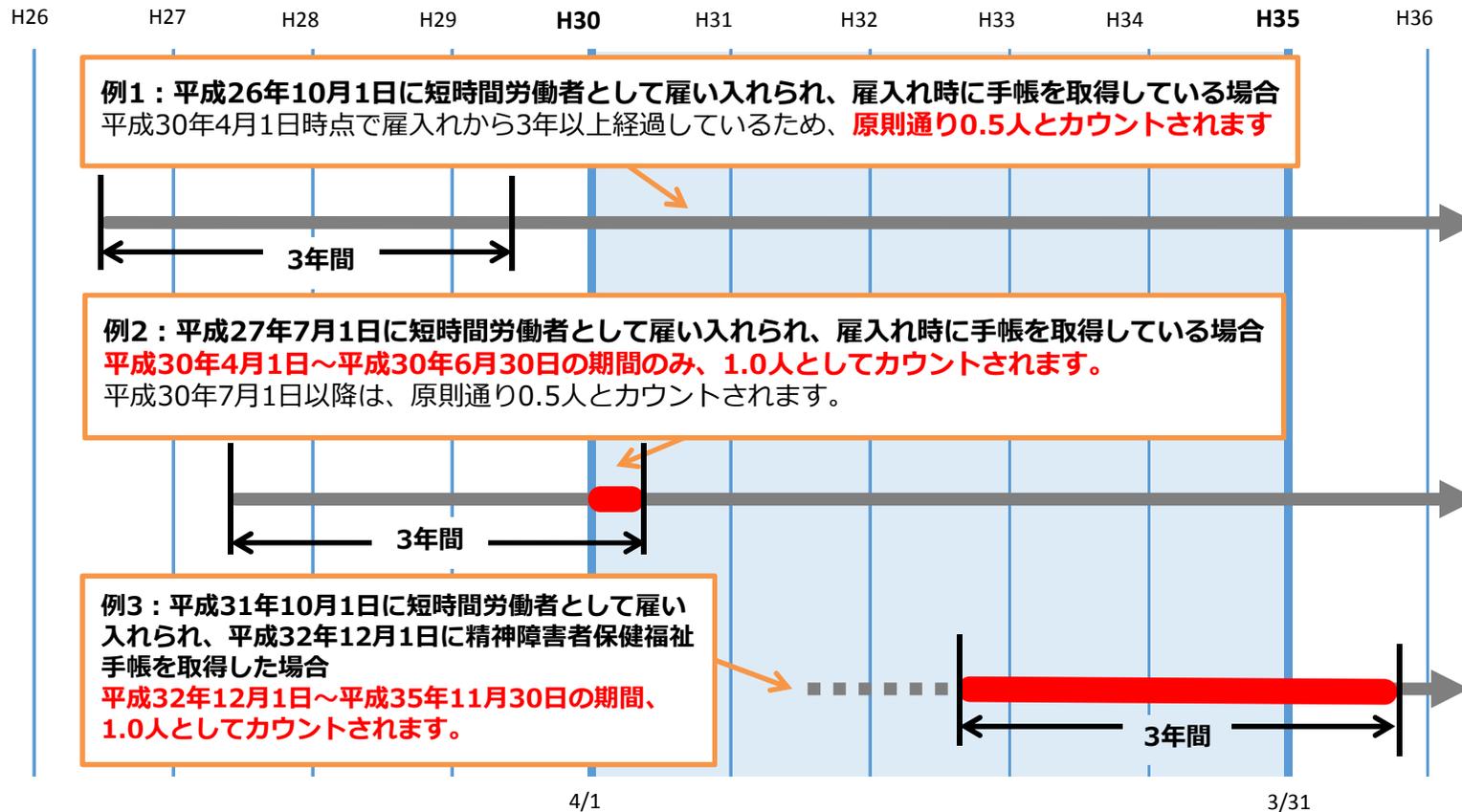
精神障害者である短時間労働者であって、以下の
(ア) (イ) いずれにも該当しており、かつ①もしくは②に該当する方
(ア) 平成35年3月31日までに雇入れられた者
かつ
(イ) 平成35年3月31日までに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者



①雇入れから3年以内の方

もしくは

②精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方



※1 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方

※2 下記の条件にご留意願います。

条件1：退職後3年以内に、退職元の事業主と同じ事業主に再雇用された場合は、特例の対象となりません。

条件2：知的障害があると判定されていた者が、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、知的障害の判定が行われた日を精神障害者保健福祉手帳の交付日とみなします。

この期間、左記の「対象者」に該当する場合、特例措置により**0.5人→1.0人**としてカウントされます。

--- 0.5人カウントの期間
--- 1.0人カウントの期間

「精神障害者」と「精神障害者保健福祉手帳」について

「精神障害者」とは？

障害者雇用率算定対象となる方は、「**精神障害者保健福祉手帳**」を所持している方のみとなります。診断を受けていても、手帳を所持していない方は、障害者雇用率の算定対象外となります。ただし、診断書などがある方は障害者トライアル雇用などの支援が受けられます。

「精神障害者保健福祉手帳」とは？

精神障害者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付されるもので、障害者総合支援法等による各種の福祉サービスや各種割引サービス等を受けることができます。手帳を持つことで不利益が生ずることはありません。

①対象となる方

何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方を対象としています。対象となるのは全ての精神疾患で、次のようなものが含まれます。

- ・統合失調症 ・うつ病、そううつ病などの気分障害 ・てんかん ・薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症
- ・高次脳機能障害 ・発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等） ・その他の精神疾患（ストレス関連障害等）

※ただし、知的障害があり、上記の精神疾患がない方については、療育手帳制度により手帳を申請できます。

②等級について

障害等級	内容
1級	精神障害であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

③申請窓口

市町村の担当窓口になります。

④手帳の有効期間

手帳の交付日から2年が経過する日の属する月の末日までとなっています。

2年ごとに診断書を添えて、更新の手続きを行い、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければなりません。

※厚生労働省「みんなのメンタルヘルス総合サイト」より抜粋
http://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/3_06notebook.html

